

◎新潟県告示第507号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和元年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
みなかみの里	新潟県妙高市大字上新保549番地	社会福祉法人新井頸南福祉会	介護予防短期入所生活介護	令和元年8月30日	令和元年9月30日
地域密着型介護老人福祉施設みのりの丘中郷	新潟県上越市中郷区藤沢998番地1	社会福祉法人新井頸南福祉会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和元年8月30日	令和元年9月30日